

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

No. 47

会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2022年3月2日

目次

1P … 金閣寺

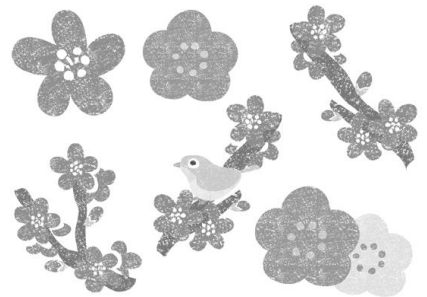
2～3P … 新しい年になりました 白石正久代表

4～5P … この間の子ども関連政策の検討動向

6～7P … 2022年以降、障害児支援はどうなる？

8～11P … 障全協報告～親の思い

12P … 障全協報告～交渉・回答内容



金閣寺

新しい年が始まって、もう2月が終わろうとしていきます。4月から新しい環境になる親子もたくさんおられることでしょう。3月までのひと月の時間は大切なのですが、コロナ禍は容赦なく私たちの生活を制約してきます。休園になったり、濃厚接触者や陽性になっての自宅待機だったり、子どもも、親や職員もヒヤヒヤドキドキの毎日です。

私が働く福祉広場でも児童発達支援事業所では登園「自粛」や保育所休園影響で欠席が多く、日払い制度の問題点が直撃しています。自宅にいる子どもたちも、ストレスいっぱい、いかに日常が大切かを思い知らされます。

今号もニュースは内容でんご盛りです。どの原稿も読み応えあり、療育の今とこれからを見通すためにもぜひ隅から隅までお読みください。そして、離れていてもつながって、それぞれの地域で起こっていること事務局までお寄せください。お待ちしております。

rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp (池添まで)

事務局長 池添 素

新しい年になりました

代表 白石正久



◎「こども家庭庁」基本方針を どうみるか

新しい年になりました。新型コロナウイルス感染症の再拡大のもとで、子ども、職員、それぞれの家族の安全を守りつつ療育を維持していくことに、経験したことでない困難を感じておられることでしょう。この2年は、コロナ禍によって、我が国における保育・療育や教育の条件の脆弱さを、日々感じる時間でした。「ソーシャルディスタンスの確保」が求められ、でも、保育・療育も、学校も、1クラスの子ども数は先進資本主義国のなかでは並外れて多く、また子どものための空間は狭隘です。この災禍を契機に小学校は全年学35人学級になりますが、他国は20人台を基本とした学級編制です。年長組が30人であることは、他の先進資本主義国からみれば信じられないことでしょう。

夏の参議院議員選挙の目当てとして与党は、「こども家庭庁」の設置に動き出しました。それに向けての「こども政策の推進に係る有識者会議」では、非正規労働者の結婚率が正規労働者の半分にもならないこと、子どもの相対的貧困が7人に1人であり、1人親世帯の相対的貧困率は、OECD加盟34か国中もっとも高いこと、子どもの自殺が年間800人にも上っていること、子ども・若者の精神的幸福度が先進資本主義国中、下位から2番目であることなどを資料として添え、解決の「司令塔」としての「こども家庭庁」設置を求めました。

年末に閣議決定された「こども家庭庁」設置に関する「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」には、さまざまな「対策」が掲げられています。残念ながら前提となる問題の解決を提案していません。我が国の子ども関係予算が、先進資本主義国中、教育予算で最下位(GDP比)、家庭関



係予算で39か国中30位という状況にありながら、「せめて他国並みに引き上げること」すら求めてはいないのです。それどころか、「社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み」を提案していません。「介護保険」と同じ「子ども保険」のことです。新型コロナウイルスの3回目接種率がOECD諸国中最下位であることが問題になっていますが、世界第3位の経済大国でありながら、子どものための予算も最下層です。

そのなかで「障害児支援」はどいうなっていくのでしょうか。近藤直子さんの書かれているように厚労省から「こども家庭庁」に移管されるそうです。子どもは子どもであって、一般こども施策に位置づけることを求めてきた私たちの要求とは一致しますが、「こども家庭庁」閣議決定を読まれた方ならば、「障害児支援」の内容が一般的で具体策を欠き、「まるで付け足しのようだ」と思われたでしょう。「こども家庭庁」の方向性(目的)と「障害児支援」が整合せず、障害児のことが置き忘れられるのではないかという率直な危惧があります。政府の子ども政策は、経済と財政の基本方針を示す毎年の「骨太の方針」に書かれるように「少子化対策」であり、将来の労働力確保政策だからです。

◎発達の権利を守る私たちの 実践と運動

今、私たちの運動は何を大切にすべきでしょうか。まず、「こども家庭庁」という大きな看板に負けない「私たちの理念」をはっきりと掲げたいと思います。それは障害のある子どもの発達保障、つまり発達の権利を守り育てることです。子どもの権利条約は、第6条で「生命・生存・発達」を子どもの基本権として掲げましたが、

我が国「児童福祉法」は2016年の改定までなんと批准後22年間、この子どもの権利を摂り入れませんでした。しかも「心身の健全やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」(第1条)とされ、子どもの権利条約とは異なった構造になっています。どうしても「成長」と「自立」を加えないといけなかったのでしょうか。子ども子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、虐待防止法などの子ども諸法や施策の目的では、いまだに「成長」になっています。



「成長」は、個体が遺伝情報により自然に成熟していく変化のことです(たとえば「成長曲線」)。「自立」は政府としては経済的に自立することを意味します。「成長」や「自立」にこだわるのは、発達の可能性を実現していくための基盤を整えるという、権利保障の積極的な姿勢には立たないということなのでしょう。「できないことをできるようにする」成長のために、親も方法を身につけなければならぬという「ペアレントトレーニング」を厚労省は推奨しますが、そこには子どもと親を人生の主人公として尊重し、一人ひとりの広く深い発達の可能性を実現していくのだという視野も視点もありません。今夏刊行の『障害者問題研究』第50巻2号で、池添素さんが「ペアレントトレーニング」の問題点を検討します。ぜひお読みください。

○要求をまとめるよう

そして「発達の権利」を守り育てるといふ理念をいつも語りつつ、そのための基盤となる児童発達支援のあり方や改善点について提案していきたいと思えます。そもそも児童発達支援は、それぞれ

の自治体の母子保健、なかでも乳幼児健診や親子教室のきめ細かな実施と連動することによって、地域に根づいた役割をもつことができます。子どもや親の初期の問題を把握して、療育につないでいくような連携が確保されているでしょうか。

児童発達支援の現状の契約制度では、子どもの発達の要求に応える生活を作るといふ根幹が据わっていません。単なる利用計画のための相談支援ではなく、子どもの発達・障害・生活を把握して、発達保障に相応しい療育参加を考えあうような相談支援が求められます。そして、乳幼児の生活は、時間・空間・活動・集団が「コマ切れ」になってはならず、子ども自身が生活の拠点を認識できることが大切です。日々の積み重ねで安心や期待の心を育て、生活の見通しの認識や自己への肯定的な感覚を発達させていく系統性をもたなければなりません。いわゆる並行通園が、子ども本位の生活づくりを支える連携にもなるように工夫したいと思えます。その認識や連携が広がらないところに、営利主義が浸透してきます。乳幼児期の障害児支援は「炭鉱

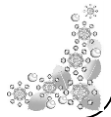
のカナリア」なのであって、「コマ切れの寄せ木細工」を是とするような施策は、一般の保育や幼児教育にも浸透してくるでしょう。実際、労働力確保のための待機児対策を前面に押し出した保育制度は、利用契約制度に見えない舵を切っているのです。保育運動などの関係者と連携して、発達保障のための乳幼児期の子ども支援のあり方を検討していきたいと思えます。

さらに、中村尚子さんが書かれているように、児童発達支援センターの「センターとしての役割」を規定していく議論が行われようとしています。なにより、「日々の療育」を担当するところとして、かつ地域のセンターとして、それにふさわしい財政的な裏付けを要求していかなければなりません。

私たちの運動は、目前にある困難を一つひとつ要求として掲げながら克服していくものであるとともに、理念(目的・目標)を見失わず、より根本的な問題の解決を目指して進めていきたいと思えます。「こども家庭庁」が動き出す今、子どもの発達の権利の大切さを掲げ、政策と財政の大転換を迫る姿勢が求められています。

この間の子ども関連政策の検討動向 〜障害乳幼児施策の位置

副代表 近藤 直子



2021年12月21日に「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「4、こども家庭庁の体制と主な事務」の②支援部門の4番目)に障害児支援が位置付けられ(15頁)、厚生労働省から移管されることが明示されました。障害児支援が子ども施策に位置づけられることは前進と言えますし、その関係もあってか、2021年度には保育所・養護問題等児童福祉の主な領域の「今後の在り方」が検討され、報告がほぼまとまりました。そこで私たちのこの間の主張も含め整理し今後の課題を提起したいと思えます。

2006年の障害者自立支援法以降、私たちは障害があっても子どもとして位置づけるべきだと主張してきましたが、厚生省は「障害者である子ども」(障害者基本法17条)として、障害児施策を障害者施策に位置づけ、子ども家庭局ではなく社会援護局障害保健福祉部の所管のもと、いづれ介護保険に組み入れることを目指していたように思われます。そのため、制度当初は児童発達支援管理責任者の基礎資格がケアマネの基礎資格となっていました。しかし私たちの運動の成果もあって、現在の児童発達支援事業は保育士・児童指導員を基本とした「生活と遊びを保障する事業」となっています。しかし、もともと障害者施策に位置づけられた、利用契約・月額

制・応益負担の制度であることからか、10月20日に発表された「障害児通所支援の在り方検討会報告書」においては、現行事業を前提とした見直しとなっています。その一方で報告書の「基本的な考え方」では「障害のある子ども達は、発達のまったただ中にある『子ども』であるという視点が大切である」と、子ども施策一般との関係の重要性を指摘しており、そのことは主に児童発達支援センターの「中核機能」に位置づけられ(5頁)、児童福祉法や指定基準における「中核機能」の明確化の必要性が言われています。内容としては専門性の確保、地域の通所支援事業所に対する専門的助言、保育所・幼稚園等への支援・助言、そして「気付きの支援」を含めた発達支援への入口相談機能等が明示されました。そのこともあって、行政機関、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等

との連携・協働が求められており、一般施策との距離が縮まっています。またインクルージョンの推進として、併行療育、保育所等訪問支援だけでなく、「障害児以外の児との一体的な支援」が新たに提起されています(27頁)。こうした視点は2021年12月13日の社会保障制度審議会障害者部会において確認されており、今後具体化が図られると思われます。また「児童福祉法」6条2項2②の児童発達支援規定で用いられている「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練」等の文言の検討も触れられており、注目に値します。

◎他の児童福祉施策と連動して
こうした障害児通所支援の在り方の見直しの方向性は、子ども家庭局における児童福祉施策の見直しと連動しており、2021年12月20日に報告された「地域におけ

◎障害のある「子ども」は どう位置づけられていくか

る保育所・保育士等の在り方に関する検討会「取りまとめ」では、2-(2)「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」の項において、保育所における3歳未満児の一時預かり事業の促進と共に、医療的ケア児や障害児などについて専門的知見を有する支援員が保育所を巡回支援すること、そして児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を見直し、児童発達支援との一体的運営を認める等職員の兼務や設備の共用を可能とすべきとまで踏み込んだ記述がなされています(8頁)。

更に2021年12月28日の「社会保障制度審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書(案)では、ゼロ歳児が虐待に遭いやすいことを踏まえ、母子保健と児童福祉の一体的な対応を行う機関の設置に努める(8-9頁)ことを前提に、保育所と障害児通所支援の連携の推進とともに、「地域にお

ける障害のある子どもに対する核心的な療育支援機関として児童発達支援センターの役割・機能を具体化していくとともに、愛着形成の支援も含め、高い専門性が発揮できるよう、そのあり方を見直す(17頁)と記されています。ここで言う「愛着形成の支援」は何を指しているのか、今一つ見えにくいのですが、全通連が主張し続けてきた育児休業中から親子が楽しく交わることができる「親子教室」や「児童発達支援センターの通園保障」に繋がらればと思っております。

○なぜペアトレ?

しかし一方で、「可能な限り早いタイミングで具体的な子育ての方法を学ぶ機会」を確保するとともに、「親子関係について悩みがあるなど親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどにより親子関係の形成の

仕方を具体的に知ることができペアレントトレーニング等を提供する事業を設ける(14頁)」と記述されているため、「ペアレントトレーニングをせよということ?」と心配になりました。「児童発達支援ガイドライン」では「家族支援」の支援内容10項目の一つとしてペアトレに触れているだけなのに、なぜここで登場してくるのか不明です。こども家庭庁がらみでは「こどもの最善の利益」「個人の尊厳」の尊重がうたわれている(「基本方針」2、3頁)のに、保護者にとって望ましい行動への変容をもとめるペアレントトレーニングを前面に推しだすことは矛盾だとは考えないのでしょうか。また「集団への適応訓練」の文言の見直しという「障害者部会」報告とも齟齬が生じると考えますがどうでしょうか。

*

そうしたことも含めて、あらた

めて厚労省と懇談協議を進めていくことが必要でしょう。特に、「こども家庭庁」がらみで、子ども施策の財源問題が浮上してくること(「基本方針」17頁安定財源)は想像に難くありません。2017年に小泉進次郎氏が「子ども保険の導入」を言いましたが、1990年代から言われながら、保育関係者や企業拠出金に反対する財界の意向で消えた子ども保険。障害児施策が介護保険との統合から子ども保険下の制度に移行するのであれば、日額制や応益負担の問題は解決しません。私たちはどんな時も子どもの権利保障を中核に据え、子どもの権利を保障する総合的な法律の制定と権利保障にふさわしい制度を求め、財源問題も含め広く児童福祉関係者と連携し、運動を展開することが求められます。

2022年以降、障害児支援はとうなるっ



副代表 中村 尚子

で明らかになったことを含めて、2点だけ述べます。

◎児童福祉法改正の主眼は「センター」の機能

「センター」が地域療育の中核

的機能を果たすべきだという点

は、障害児通所支援制度開始以来、

ずっと強調されてきたところであ

が、旧法上の障害種別の通園施設

を下敷きにして施設最低基準に沿

って運営されてきた経過があり、

地域によって果たしている機能に

かなり差があります。検討会でも

議論された点であり、福祉型と医

療型との統合と、備えるべき

機能が児福祉法に明記される方向です。

現行児福祉法は、第43条で、「障

害児を日々保護者の下から通わせ

て、当該各号に定める支援を提供

することを目的とする施設」と定

められ、「福祉型」「医療型」とも

に、「日常生活における基本的動

作の指導、自立自活に必要な知識

技能の付与又は集団生活への適応

のための訓練」を行うことが明記されています（医療型は「…訓練及び治療」）。これがいかに「統合」されるのかにも着目したいところですよ。

在り方検討会報告には、この「適

応のための訓練」や第6条二の二

（定義）の「集団生活への適応訓

練」（医療型は同じく「治療」）

について発達支援にふさわしいの

かという意見が書き込まれました

が、放課後連懇談の中で「条文を

書き換えるのは手続がたいへん

なので、検討はしているが…」と

いう室長発言があり、今回は改正

の検討項目にはなっていないよう

です。

◎注目の「総合支援型」「特定ﾌﾞﾛｸﾞﾗﾑ特化型」

この類型化は2024（令和6）

年度の次期報酬改定に合わせて実

施される予定です。報酬改定と合

わせて、それぞれの「型」の指定

基準が変更されるものと推察され

①児童発達支援センターの役割・機能

②児発・放デイの役割・機能・在り方

③インクルージョンの推進

④障害児通所支援の給付決定の在り方

⑤事業所指定の在り方

これらのことがらが一度に変わるわけではありません。児童福祉

法改正、事業の運営基準改正、報酬改定、ガイドライン改訂（放デ

イ）などが順に変更されていく予定

です。そのなかで、児童福祉法

改正は今通常国会での審議で、報

酬は2024年度に改定が予定さ

れています。以下、12月22日に

行われた全国放課後連と厚労省障

害児・発達障害者支援室との懇談

の報告をベースにした障害者部会

の議論の結果、今後改正の俎上に

載る課題は、次の5点です。

◎改正されるのは何か

障害児通所支援の在り方検討会

報告をベースにした障害者部会

の議論の結果、今後改正の俎上に

載る課題は、次の5点です。

報告をベースにした障害者部会

の議論の結果、今後改正の俎上に

載る課題は、次の5点です。

ます（議論は今年後半から始まる）。たとえば「特化型」には現行の専門的支援加算で明記されているような職種の配置が必要とされるなどが構想されているかもしれませんが、まだ不明です。放課後連の懇談で室長は、やや立ち入って次のように説明しました。

「本来の（支援の）形は、子どもに合わせて支援者側が子どもの要求によって、形を変えるのがあり方であり、それを総合支援型と呼んでいる。これを基本とすべきとしつつも、特化した支援やリハなどを行うことも否定することではないので、それらを行う事業所を特化型と別の類型として位置づけている。そうすると：1対1や2対1などの人員配置や支援時間が短いなど出てくると思う。つまり、サービスについて全部一律ではないことを議論していく方向。特に、児童発達の場合を例にするが、40分やって単価8000円を

計上するという事業所もあれば、一生懸命保護者や子どものニーズをみながら、朝から午後まで見ながら支援しているというところもあって、それが同じ単価で同じ基準なのかという議論が背景にある。」

*

児童発達支援センターは運営主体によっても現在行われていることはさまざまです。なによりもそれぞれの地域で培ってきた療育実践によって、私たち自身がセンター機能を確認しあってきたことも注意を向ける必要があります。また「特化した支援やリハビリ」が児童発達支援や放デイとして行われていることはたしかなことですが、こうしたとりくみと私たちがめざす生活と遊びを軸にした活動を組織しようとする療育を同じ制度においておくのかという根本の議論が求められているのかもれません。

Zoom オンライン開催

速報

主催 NPO 法人 発達保障研究センター

〒169-0051 新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関口ビル 全障研気付
発達保障研究センター 電話 080-4332-2601 npocenter@nginet.or.jp

「発達保障のための相談活動」を拡げる学習講演会

日時

2022年4月17日(日)13:00~16:30

テーマ

療育のいまを共有し、明日を展望しよう

詳細は後日
お知らせします

I 乳幼児期の療育と発達保障

※すべてのテーマは仮

- 障害の早期発見・早期対応、子育て支援における発達保障 近藤直子さん
- 障害児通所支援制度の10年と改革の課題 中村尚子さん
- 保護者・家族への支援の課題 池添 素さん
- 乳幼児期の生活の教育的組織化と療育 白石正久さん

II 療育実践を学びあう

- 子育てを楽しむ親子教室の実践 鹿児島・むぎのめ子ども発達支援センターりんく 山口雅子さん

2021年11月26日に、障害者の生活と権利を守る全国集会・中央行動があり、障害児支援の交渉を行いました。

交渉の場で、鹿兒島から参加された3人のお母さんが療育や制度への思いを語ってくれました。交渉内容とあわせて報告します。



どの地域に生まれても ていねいに、平等に

鹿兒島障害児者父母の会
代表 崎原 知子

私の娘は妊娠28週、1100gの極小体重で生まれました。現在小学4年生10歳になります。出産直後から極度の緊張状態で、不安と焦りに襲われる育児のスタートでした。私の住む伊佐市は障害の有無に関係なく、育ちに不安がある子、育てにくさを感じる親への早期からの支援システムが整っており、保健師さんに寄り添われ、0歳から親子教室・親子療育に通うことになりました。

表情も乏しく人の中では体をこわばらせ、不安いっぱいだった娘が、子どもらしい生活と、もっとやりたいと思える楽しい遊び、そして一緒だからおもしろいと思えるお友達とのたくさんさんの経験を積み重ね、自ら仲間を求め、がんばれた自

分をほめられる子に育つことができませんでした。私自身も発達のみちすじを学び、まわりと比べるのではなく、娘が自分で自分をつくりかえていく力を信じ持つことができるとともに、苦しさを吐露し合え、子どもの育ちを共に喜びあえる仲間を得ることができました。

就学を迎え、娘の次の発達支援の場を放課後等デイサービスに求めました。療育と同じく放課後等デイサービスも、子どもたちにとって大切な場所です。私たちは親子は0歳の早期から学齢期に続く支援体制によって救われました。しかし今、けつして「自分たちは幸せだった」で終わらせてはならないという思いが強くなります。子どもたちの育ちを支える環境に不安を感じずにはいられない状況に次々と直面しているからです。

2018年から放課後等デイサービスに導入された指標該当児判

定はもちろん、今年4月より児童発達支援の場に導入された個別サポート加算Ⅰ、Ⅱには大変な戸惑いと憤りを感じています。

現在児童発達支援事業所は全国7000ヶ所を超えています。療育の場は発達支援、家族支援、地域支援、さらには障がいが確定しない気づきの段階から発達を保障する場と学びました。

日々成長・発達する子どもたちが指標で判定されること、子どもたちがこれまで積み上げてきたものがあるにもかかわらず、そこには親子が紙の上だけでは計り知れない悩みを抱えながら、毎日一生懸命生きてきた軌跡があります。その尊さや子どもたちの尊厳がどれだけ軽んじられ、傷ついていることでしょうか。

これまで出会った先生方は、「我が子の良い事実」をたしかに掴み返して下さりました。「問題行動」として表出する言動にも、子ども

の発達要求が潜んでいることを見抜き、子どもの本当の願いが実現していく取り組みを丁寧になされた。これこそが発達支援だと思っています。判定に羅列されている「できなさ」は、子どもを見る目をいっそう曇らせ、「あさがし」に終始する結果にはならないでしょうか。本来のあるべき支援とは真逆の方向に進むことにならないでしょうか。

乳幼児期は、どの子ども一様に丁寧な支援を必要としていると思います。判定そのものがそぐわないばかりか、「行動」の特徴に隔たった項目で支援の必要性など測れるなんて到底思えませんし、絶対にしてほしくありません。できることが増えると区分が下がる仕組みが、子どもの発達を豊かにする支援の場に絶対にあつてはならないと強く思います。

子どもたちの成長は乳幼児期から学齢期、青年成人期へと続きま

す。どの地域に生まれても子どもの発達支援が丁寧にそして平等であることこそが、私達親の願いです。

どの時代も児童発達支援の場、放課後等デイサービスの場は、安定した経営の元、子どもたちが安心して通える場所であつてほしいです。

どうか私たちの願いや思いをこれからの政策に導入いただけたらとを切に願っています。

生活の心地よさを知る ことができた大切な場

子ども発達支援センターみりのり

廣瀬 桂子

私の息子は、鹿児島県湧水町で療育を受けています。私にとって療育の場は、子どもとの生活の心地よさを知ることができた大切な場であるということです。

私の息子は知的障害があり、コミュニケーションが取りづらく、

小さい頃から落ち着きがなく時々パニックをおこす姿に、息子を受け止めきれず一緒にいることがつらく苦しい日が続きました。

自分の思いを言葉で伝えられないので、自分の要求が理解してもらえないと、パニックをおこし手がつけられず、声をかければかけるほどパニックがひどくなり、途方に暮れるしかなくともあり、パニックになるのが怖くて、外出できない時期もありました。

そんな息子は2歳から療育につながり、親子療育が始まりました。初めは他の子どもとの違いに落ち込み、早く帰りたい気持ちでいっぱいでした。

「言葉が話せなくても、息子の行動には必ず思いや理由があるから」と先生達は息子と一生懸命向き合い続けてくれました。

同じグループのお母さん達とは、悩みを打ち明け合い一緒に子ども達の成長を喜び合い支え合

い、今まで療育を続けることができました。

障害の有無に関わらず、先生方が子ども達の内面に寄り添い、ドキドキワクワクしながら仲間と一緒に楽しい遊びや生活などの療育を通し、自分勝手に動いていた息子が少しずつ遊びへの期待や「ボクはこれが好き」「これはちよつと苦手」など、まだ言葉では上手に表せないけど、感情豊かに育ってきています。そして何より楽しい遊びの中で「仲間と一緒に楽しんでいる」を感じるようになり、今ではお友達が大好きです。

この丁寧な療育の中で息子は次第に落ち着き、仲間を感じながら大きく成長していきました。

まだ息子と会話を交わすことができませぬ。障害と向き合うのではなく、息子の思いやつらさを理解したいと思うようになったら、息子の行動の意味や願いがわかり、毎日の生活が心地よくなつて

きたような気がします。

現在導入されている個別サポート加算制度は、子どもの願いや発達保障や親の思いとは相反しており、子どもの区分5領域11項目により、障害や問題行動で子ども達を選別するようなことは、療育の場に必要なと思います。

大切な場所を奪わないで

りんく親の会
砂走 朋美

私は、「むぎのめ子ども発達支援センターりんく」に通う5歳の息子をもつ母親です。息子は3歳のとき、知的障害を伴う自閉スペクトラム症と診断されました。

1歳半の時に「視線が合いくい、指さしをしない、名前を呼んでも振り向かない」などの指摘を受け、現在もこだわりからの切り替えが苦手であるなどの特性を抱えてはいますが、療育での毎日を

通して、子どもらしく遊び、笑い、苦手なことにも仲間や先生の力を借りながら挑戦する意欲を育んでいます。そして親の私自身も、子どもとのかかわりの中で考え方や感じ方が変わっている最中です。

◎わくわくする明日のなかで

息子は以前、保育園に通っていましたが、みんなが歌う中ひとりで寝転び、座って活動している間がつきつきりで付き合っている状態でした。誰かとかかを一緒にすることができず、夢中になっっていることといえば「鏡の中の自分を見ながら踊ること」。ぱっと見は「人見知りしない、誰といてもどこにいても泣かない大人しい子」でしたが、保育園に送る時も迎えてチラツと顔を確認するくらいでした。今考えると「親としての認識も愛着もまだ育っていなかったのではないか」と思います。証拠

に、地面におろせば気になるものに一直線に走っていき、親やまわりの反応を気にするそぶりがありませんでした。「先生や友達に囲まれてたくさんの経験を積んでほしい」と思ってた入れた保育園で、まさかの「人とかかわり方すらわかっていなかった」という現実を知ることになってしまい、当時私は途方に暮れていました。

そのような経緯で通うことになった療育ですが、はじめは何をしただらいのかわからず、「何か特別なことをしてまわりと同じようにできるようにする場所なのか」という印象でした。しかし、毎日行われる活動は、わらべ歌に合わせたこちょこちょ遊び、シーツブランコ、うちわを使った紙吹雪あそびなどの、親と子がふれあい・そして共感しながら楽しむものでした。その活動の中で、少しずつ息子の表情はやわらかいものに変わっていききました。

この経験は「療育は、足りない部分を訓練したり練習させたりするものではないんだ」「この子のペースで思いっきり遊べる場所なんだ」と私たち親子を安心させてくれました。そして、たくさんの遊びや経験をを通して、私と息子の間に「人と触れ合う喜び」「何かを大好きと思う心」「大事な人と分かち合いたいという願い」を育ててくれました。

あるとき、大布遊びに参加できず、賑やかな遊びの様子を遠目でちらちらと見ていたことがありました。私は「本当は行きたいんだろな」という本人の気持ちには気づいたものの、親子で来ているのだし、抱っこして大布が揺れるその場所まで連れて行ったほうがいいのか…と思いつち上がろうとしました。しかし、すぐ横で布を揺らしていた先生から「見守ってみましょうか」のささやきがあり、それなら…と見守って見たの

です。すると、息子は、最初はもじもじとしていました。何度目かの「小さい波」のときに、トコトコと自分から入っていきました。しかし「やったー！」とこちらが思う間もなく大布をそのまま縦断：大きな波のときには反対側に渡りきってしまい「あらら」と思ったのですが、その直後、息子は今まで見たこともない笑顔で、体も足もバタバタと動かしてもだえていました。まさに、「ボクはできたぞ！じぶんで渡れたぞ！」と身体全体で喜びを表現していて、このときによく「そうか！この子に足りなかったのはこれだ！この経験と手応えだったんだ！」と気づかされました。

息子のこのときの「本当の願い」は「行きたい…でも、自分の力で、自分のタイミングで“行きたい”だったのです。今の息子は、療育での毎日のなかで、その遊びのひと場面・生活

のなかにいくつも散りばめられた「子どもの気持ち・願い」を、丁寧な支援（ときには信頼した見守り）に支えられて育んでいる最中です。私たち大人は、つい、物事の表面にみえているだけの「できる」の積み重ねを評価し安心してしまいがちですが、療育では常に先生方が「どうしたら本当の意味で、その子が自分のなかのドキドキに折り合いをつけ、一歩踏み出しているか」「かわりの中で手ごたえをつかんでいけるか、楽しんでいけるか」を細やかに考え抜いて、大切な子どもたちの毎日を作り上げてくださっています。

子どもたちに必要なのは、まさにこの「遊びの毎日」なのです。息子は、このかけがえのない丁寧な毎日で、少しずつですが、先生や仲間たちと「できた！大好き！またやりたい！」思いを太らせ、明日にわくわくしながら笑顔で成長しつづけています。鏡の中

で踊るだけだった息子は、今は自分から、外の世界へあこがれを持ち飛び出していったのです。

○親子の願いに沿った制度を

先日、りんくの療育創立の歴史を知る中で、「子どもの権利条約」というものがあることを初めて知りました。創立当初からの理念の中にも、最善の利益（第3条）、親等の保護者の指導（第5条）、生命の権利（第6条）、意見を表明する権利（第12条）、障がいのある子どもの権利（第23条）等が盛り込まれ、まさに、りんくでの発達支援の実践そのものであるという事に気づかされました。

「どんな子でも、その子らしく育っていける『願い』」に則した条約が存在し、2023年新設予定のこども家庭庁の掲げる部分にも、この「子どもの権利条約」が組み込まれると聞き、うれしく思う一方で、5領域11項目、個別サポート加算などが残っています。

せっかくの丁寧な実践で育まれた成長やその道のりを、表面上の「できる／できない」で測られ傷つけられ、またその後の子どもたちの支援環境すら左右されてしまうことは、育てる側の私たちの願い、絶えず自分らしく成長し続けたいと望む子どもたちの願いに反し、毎日の通園や実践の保障すら揺るがしかねないと感じています。

私たちがたどりついたこの療育は、どんな子でも、毎日の生活や遊びの中で、たくさん経験を体いっぱい、心いっぱい楽しむことができる場所です。どうか、この大切な場所を、制度や表面上の大きな目で判断して奪わないでほしいのです。なぜなら、ここでの子どもたちの成長こそが、私たちの望む「発達保障」の形そのものだからです。

どうかこの現状をふまえて、私たちの「願い」に沿った制度へ見直しをお願いしたいと思います。

11月26日・障全協中央行動の報告

寝屋川市立あかつき・ひばり園 安藤 史郎

障害児支援に関する交渉の場（オンライン）には、保護者、児童発達支援・放課後等デイサービス職員、相談支援従事者等全国から50名を超す参加がありました。

継続して要望している報酬制度に関しては、「複数のサービスを組み合わせるように、医療、介護と同様に日額払いとなっている。基本的には日額を維持していく」とのことでした。今年度新たに創設された個別サポート加算を中止してほしいという要望に対しては

「市町村が給付決定の時にやってきた調査であり、保護者の負担が大きくなるように、かかりつけ医、子どものことを知っている者など総合的に適切に把握できるように、具体例を示す。円滑に実施されるよう、適切な運用に努めていく」とのこと、加算による影

響や問題意識は薄く、参加者から「子どもに値札をつけてはいけない。障害の重い軽いで利用料が変わるということは、子どもの人権を侵害している」という声がありました。個別サポート加算Ⅱに関しては「保護者との信頼関係の構築が前提。構築できていない場合に加算すると信頼関係が崩れる、療育が適切にできないので加算しないように具体的なケースを事務連絡で示している」という回答でした。

「放課後等デイサービスの専門的支援加算について、「5年以上の保育士・児童指導員」を加算対象としてください」という要望に対しては、「限られた財源のなかで収支差率を見つつ、集団生活への適応、専門的、個別的な支援が必要なので児童発達支援のみ対象

とした」という回答で、参加者からは放課後の場においても集団生活の必要性など高い専門性が求められることが指摘されました。

また、「事業所の収入が激減し、次期の報酬改定まで待てない。地域に根差して信頼、歴史のある事業所が運営困難になったとき、厚労省がどう責任をとるのか」という切実な訴えがありました。療育の専門性は資格だけでは判断できません。厚労省からは「専門的支援加算を資格に限定せず、提出書類、算定基準の判断が難しいが、どういったものが好ましいか今後検討」ということでした。

今後の障害児通所支援の在り方に関しては「（役割や機能に関する「適応訓練・訓練」といった意見については）児童福祉法の改定で、他の法令との整合性との観点で議論していく、現時点では未定。特定プログラム特化型に関しても具体化は今後検討する」という回答でした。センターの整備計画は

「指定基準の明確や役割など次期報酬改定で検討を深めていく」。

障害のある子どもの支援を子ども家庭局に統合してほしい、という要望に対しては「なにを切り口にしていくかは慎重に検討」と、具体的な回答は得られませんでした。参加した保護者からは「必要なのは遊びの毎日、からだいっぱい、心いっぱい楽しむ療育」「子どもとの生活の心地よさを知ることができた大切な場。障害や問題行動で選別されることは療育の場には必要ない」「日々成長しているのに指標で判定されるのか。紙で測られない悩み、軌跡がある」との思いが語られました。

最後に厚労省からは「子どもを点数で評価することへの懸念が心にささった。重く受け止めている」とありました。求められる専門性とはなにか、乳幼児期の子どもの保護者が通うために矛盾のない仕組みとはどういうものか、声をあげ続けなければいけません。